

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

### 遺産分割後に遺言書が発見した場合

**Q**：父の死亡後、相続人全員で遺産分割の協議を行い、遺産分割協議書を作成しました。ところが、その後父の遺言書が発見されました。以前行った遺産分割の協議は無効となるのでしょうか。

**A**：遺言書が発見された場合、以前に行った遺産分割協議は無効となり、遺言書に従わなければなりません。しかし、相続人全員が遺言書に反する遺産分割協議に賛成の場合は有効となります。

#### 【解説】

遺言は、遺言者の最終の意思であり、尊重されなければなりません。したがって、遺言があるときは、遺言の内容が優先することになります。

ところで、遺言の存在を知らないで遺産分割の協議が成立したとしても、遺言に反する部分は無効となります。

しかし、相続人全員が合意で、遺言と反する協議をそのまま維持しようとすることもあり得るでしょう。

この場合、遺言の指示通り分割してあらためて相続人間で前に協議したとおり相互に遺産の移動をするなどの、わずらわしい手続きをとる必要はないと思います。遺言者の意思を相続人の意思に優先させる必要はないからです。

